

「特集」 「法創造教育と人工知能」

法創造推論と法創造教育

Reasoning of Legal Creation and Education for Creative Legal Mind

吉野 一
Hajime Yoshino明治学院大学法科大学院
Graduate Law School, Meiji Gakuin University.yoshino@ls.meiji-gakuin.ac.jp, <http://www.meiji-gakuin.ac.jp/~yoshino/jp/new/>

Keywords: legal reasoning, creation of law, reasoning of legal creation, education for creative legal mind, legal mind, application of law.

1. はじめに

法創造というと一般に人は立法のことを思い浮かべることであろう。国会の議決によって法律を制定する立法はまさに法の創造そのものである。しかし、法を適用する過程においても法の創造は考えられる。弁護士、裁判官、そして検察官など法曹あるいは法律家と呼ばれている人々は、法の適用過程でその業務に携わる。法の適用は、法規の単なる自動的な適用でなく、法創造的な思考活動を含むのである。

法律家は創造的な能力を必要とする。2004年4月より設置された法科大学院も、創造的な法律家を養成することが期待されている*1。創造的法律家を養成するにはいかに法曹教育を行えばよいかが、法科大学院での重大関心事である。また社会も法科大学院にそれを期待するところ大である。法創造教育の方法を開発していくために、情報技術 (IT)、とりわけ人工知能技術が貢献することが期待されている*2。

人工知能技術が法創造教育に貢献し得るためには、そもそも法律家の行う法創造推論とは何か、いかなる構造を有する推論であるかを明らかにし、それとの関係で法創造教育の方法を検討することが必要である。そして人工知能技術がいかに関わり得るかを明らかにしておく必要がある。そこで、本稿ではこれらの問題を論じることとする。

では、法の適用過程における法の創造とはいったいいかなることを指すのか。本稿は、まず、法適用の一般的な論理構造を明らかにする。次に、いかなる場面でいかなる必要から法創造が行われるかを確認する。そして、法創造の推論の構造を示す。最後に、法創造教育方法というものをどのように開発していくべきかについて述べる。

2. 法創造とは何か

まず、法創造とは何かについて、著者の基本的立場を示しておきたい。法創造とは、法命題の創設であると定義する。すなわち、既存の法的知識から演繹できない法命題を新たに定立することである、とする。演繹できる法命題というのは、すでに既存の法命題の中に含まれている。それ以外のもの、つまり既存の前提から演繹できないものはすべて新たにつくるわけであり、それは法命題の創設である。

ではなぜ、法の創造が行われるのか。法命題の創設は、妥当な法的問題解決のために行われるのである。そして、法命題の創設は、法的正当化の枠組みが成り立つ方向で行われる。

法適用過程では、さまざまな法命題の創設が可能であるが、創設される法命題は「正しい」法命題であることが要請される。

法命題の正しさは次の観点から決まる。まず、具体的に妥当な解決を正当化するのに役立つということである。例えば、原告と被告との利害調整の点から、利益配分のバランスの良い結論が出ているときには妥当であるといえる。原告には妥当であるが、被告には不当である場合はアンバランスであるといえる。妥当性の判断にかなう法命題がつくられなければならない。

次に、ほかの (多くの) 事例に適用しても妥当な解決を導き出すことができるということである。いろいろな事例に適用してもおかしい結果を導かないということが要請される。これは、普遍化の問題でもある。

最後に、その法命題から導き出されるものが「正しくない」ものとして反証されることがない、ということである。新しい法命題をつくったときに、それを付け加えて法を適用したとき、不都合な結果が生じないように吟味しなければならないのである。「妥当な」問題解決は、(1) 反証されることが最も少ないもの、および (2) 受け入れられることが最も多いもののなかから選ばれることになる。どのような法も、立場や価値観が異なれば、反証されないということはありません。そこで、反証されること

*1 このたびの司法制度改革および法曹教育制度改革をリードした司法制度改革審議会は平成13年6月12日付の意見書で、法科大学院の教育理念の一つとして「創造的思考」を育成することをあげている。

*2 我々の法律人工知能に対する研究の成果は、[吉野98, 吉野00]を参照のこと。

が最も少ないものを選ぶことになる。言い換えれば、肯定的に受け入れられることが最も多いものの中から「妥当な」問題解決が選ばれることになる。

妥当性の判断基準についてはまた別に考えていかなければならない。

以下においては、このような基本的な考えを、より具体的より詳細に述べるとともに、それに基づいて法創造推論と法創造教育の関係を議論することにする。

3. 法適用の推論の論理構造

3.1 「法的三段論法」とその問題点

法適用は三段論法であるとされてきた。これは、法規と認定された事実から法的決定が演繹されるということである。伝統的な法理論においては、法適用の推論はこのような法的三段論法として説明された(図1)。

しかし、法適用の推論をこの意味での法的三段論法として理解することには、問題がある。すなわち、この法的三段論法の型式は、法的正当化の推論の一断面を示すものであり、全部を示すものではないのである。どういう点で限界があるかという点、まず、法を法規のみと考えている点である。しかし、法は法規に限定されない。一定の時代、一定の社会において「生きた法」というものが考えられなければならない。次に、この型式は、法適用の論理構造を「認定された事実」から出発して説明する。しかし、それは法が適用されるべき実際の事実ではない。実際の事実から出発すべきである。Aが傷害事件を起こした場合を例にとって説明する。図1の法規にあたるものは「他人の身体を傷害した者は懲役10年の刑に処せられる」であり、事実「Aは他人の身体を傷害した者である」であり、法的決定は「Aは懲役10年の刑に処せられる」である。この場合、Aが他人の身体を傷害したという事実は、実際の事実の記述ではなく法的に認定された事実すぎない。実際の事実は、AがBを殴り倒して足で何度も踏みつけ胸部に全治10日間の疼痛を与えた、というような事実として記述される。「Aは他人の身体を傷害した者である」という認定された事実は、一連の法的推論の結果出てくるものである。図1の法的三段論法の型式は、認定された事実が法的推論の結果導き出される

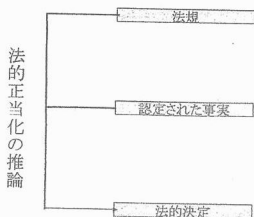


図1 法的三段論法

ものであることを捉えていない。また前述のように、法を法規と同一視している点でも問題である。このために、法適用過程は法的三段論法であると主張する者は、法的決定が法規と事実とから演繹されると主張しているという誤解を、一般の法律家に与えてしまい、それゆえに、法の適用は論理ではない、論理は法適用において機能しないという、間違った理解をもつようにさせてしまったのである。実際には、図1の法的三段論法が成立するまでには、法命題の創造、すなわち、法創造の推論がある。法創造の推論を含めた法的推論の構造を詳細に明らかにする必要がある。

3.2 正しく理解された法的推論の構造

この法的三段論法の問題点を解決する方法として、まず、法的正当化の推論の詳細な構造を明らかにする必要がある。

具体的には、第1に、法規のみではなく、「生きた法」を考慮に入れる。制定法だけが法ではない、制定法の背後に一体の時代、一定の社会に妥当する「生きた法」があるのであり、その「生きた法」を把握して適用すべきであるといわれる。この生きた法として考えられているものが、法適用の推論構造の図式の中に適切に組み入れられる必要がある。これは、諸法規を統合する法原則^{*3}を明示すること、法規を具体化した判例や解釈命題を明示すること、そして法律家の有する法律概念に関する常識を明示することによって実現される。

第2に、生の事実の記述から出発する。図1において「事実」として記述されたものは、生の事実の記述ではなく、一連の法的推論の結果、導出されたものである。この導出過程を明らかにするためには、生の事実の、日常言語による記述から出発するとよい。そうすると、第1の、生きた法の分析結果と相まって、認定された事実がこの記述された事実から導き出されることが明らかになるであろう。

最後に、法的決定自体がいかにして決まってくるかを考慮する必要がある。

これらを明らかにすることによって、法適用の推論過程においていかなる法命題がどこで創造されかを示すことができ、そうすることで法適用の論理構造が厳密に明らかになると思われる。

このようにして正しく理解された法的推論の論理構造は、図2に示される。

まず、法的推論は、法正当化の推論と法創造の推論からなる。これらは、概念的には区別されるものであるが、相互に関係し行われるものである。

ある出来事があったとする。その事実が何であるかは、

*3 法原則は立法趣旨とは異なる。個々の条文の上位にあり個々の条文を束ねるものを、ここでは法原則と呼ぶ。

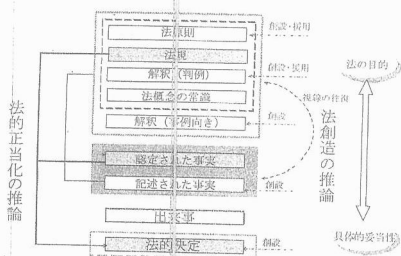


図2 正しく理解された法的推論の論理構造

正確には、神のみしかわからないことであるが、法律家はこの事実を整理して文で記述する。この文で「記述された事実」がここでの出発点である。この「記述された事実」は証拠に基づく判断の結果まとめられるものである。事実に関する生の、直接の記号の表現は、ヒアリングのメモや調査や証言や写真や書類などであり、これから法律家が、事実認定の推論の結果、文章の形でまとめたものが、ここでの「記述された事実」である。この「記述された事実」は、最初は法律家の「メモ」としてつづられ、訴状における事実の記載となって表され、最後には判決理由の中で、事実として記述される。これは前述の認定された事実とは大いに異なるのである。

出来事に法を適用するということは、この記述された事実を法を当てはめていくことである。まず、適用される法規を選ぶことになる。しかし、前述のように、法規は法規だけで単独で成り立っているわけではなく、上には法原則、下では法の概念に関する法常識が妥当しており、これらを前提にすることによって、法規は成り立っている。これらは制定法のように成立していることが確認できるものではない。また与えられるものではない。結局、法律家が頭の中に創造して保有していなければならないものである。法規を適用するためには、さらに法規の意味を事件の事実と近づける具体化の解釈がなされなければならない。この解釈の中には判例や注釈書の中で示されるものもある。その場合は法を適用解釈するものはすでにあるものの中から当該の事件を解決するのに適当なものを既存のデータのなかから見つけ出して（それらの解釈も最初は創造されたものである）、それを適用することになる。これらも法の一部を形成する。判例や学説として確定している法解釈命題も、当該の個別具体的事実に照らすと、より一般的かつ抽象的である。そこで当該の事件向けの、さらに補充的な解釈がなされ、解釈命題が追加される。これらがすべて追加されると、認定された事実、法規と判例学説上の解釈命題、法律概念常識および補助的解釈命題と記述された事実から、演繹されることになるのである。

法適用過程においては、判決文の創設は、法と事実の

間に視線を往復させながら、すなわち、法規と創設される法解釈命題と記述された事実文を見比べながら、行われる。その視線の往復の中で、適用法、事実および法的決定の諸命題の候補が仮説的に定立され、放棄され、再度定立され、あるいは修正されて、創設されていくのである。その際、法の目的と具体的妥当性が、常に考慮されるのである。繰返しになるが、この法適用過程の推論で創設されるのは、法原則であり、法解釈であり、事例向きの解釈であり、記述された事実であり、法的決定である。

3.3 事例による説明

次に、以下の事例でこれを考えてみる。

【事例】4月1日、Aは、Bに対して、農業耕作機械を1万ドルで販売するという旨の申込の手紙を出した。申込の手紙は、4月8日にBの営業所の郵便受に入った。

Bは、申込の手紙を見て、4月9日に、電話でAに「申込は承諾する」と述べた。

契約は、成立したか、成立したとすればいつか？これは国際不動産取引であり、CISGが適用されると仮定する。

国際売買契約法（CISG）の関連規定：

●第15条 【申込の効力発生時期】

●(1) 申込は、被申込者に到達したときにその効力を生ずる。

●第18条 【承諾、その効力発生時期、申込の承諾期間】

●(1) 申込に同意する旨を示す被申込者の陳述その他の行為は、承諾とする。

●(2) 申込に対する承諾は、同意の意思表示が申込者に到達したときにその効力を生ずる。

●第23条 【契約の成立時期】

契約は、申込に対する承諾が・・・効力を生じたときに成立する。

●第24条 【意思表示等の「到達」の定義】

・・・意思表示が相手方に「到達」したときは、
・・・相手方の営業所または郵便送付先に、
・・・配達されたときとする。

前記の図式に今回の事例を当てはめていく。「契約が成立しているか、成立しているか、成立したとすればいつか？」が解くべき目標、ゴールであるとする。

この図においては、「4月8日にBの営業所の郵便受にAの申込の手紙が入った」ということ、そして「4月9日にBが電話でAに「申込を承諾する」と述べた」ということが、図2の「記述された事実」の例として表現されている。

この事実を法（CISG）を適用する場合に行われる推論過程を述べる。まず結論を想定する。「契約が成立している」と判断したとする。この法的判断命題の定立自体が

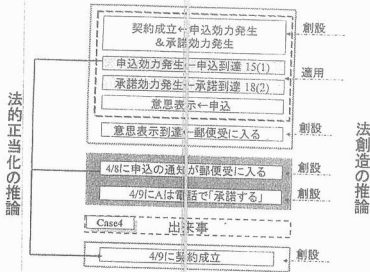


図3 正当化の推論と創造の推論

法命題の創設活動である。

次に条文を探す。今回の事例に関わる条文は15条1項、18条2項、23条および24条である。23条は申込の効力については触れておらず、申込に対する承諾が効力を生じたときに契約が成立するものとしている。つまり、契約成立には申込に対する承諾のみが必要だとしているのである。制定法の条文としてはこれだけである。しかしながら、法律家は「契約は申込と承諾が一致したときに成立する」という法原則があると考え、これを暗黙知として有している。制定法の条文はこの暗黙知のもとで成り立っている。さらに「申込は意思表示だ」という概念に関する常識もある。

また、条文上「到達」に当たるのは、「郵便送付先に配達されたとき」であるが、「郵便受に入ったとき」は「郵便送付先に配達されたとき」と解釈される。この法文創設に従って、「意思表示到達←郵便受に入る」が事例向きに創設されたことになる。

以上までを踏まえると、「4月9日に契約が成立した」ということが論理的に導き出せることになる。

郵便受に入ったら到達であると考えるのは事件向きの解釈であると述べたが、そのように考える方向を、「具体化」という。これは具体的に法規の意味を示しているためである。これに対して、法規をさらに上位のルールで束ねていくことを「体系化」という。上の例では、「申込の効力が発生し、かつ承諾の効力が発生したときに契約は成立する」という法ルールの定立が、ここでの体系化である。法の創造は「具体化」の方向と「体系化」の方向と、両方において行われる。

3.4 法ルールの具体化（解釈）における法創造の論理構造

法規を個別具体的事件に適用するためには、法規の抽象的用語を事件の事実の具体的記述に近づけなければならない。これを法ルールの具体化の解釈という。この解釈命題の定立は創造的行為である。すなわち、それはいかなる既存の法的知識から演繹されるものではない。法ルールの具体化の法創造の論理構造は、図4に示される。

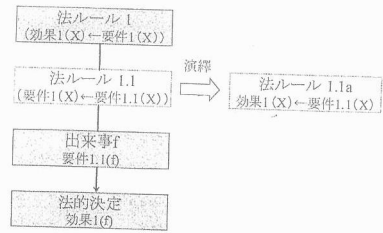


図4 法ルールの具体化（解釈）における法創造

出来事fに法ルール1を適用し効果1をもたすためには、事実の記述要件1.1と法ルール文1の要件1を結びつけるようなルールが必要である。法ルール文1を具体化するルールとして法ルール文1.1が定立される。すなわち、法律要件1.1が満たされれば法律要件1になるというルールである。

前述の事例における、「到達は、郵便受に入ったときである」という解釈が、ここでいう「具体化」である。これによって論理的に効果1(f)を与えることが正当化される。

ところで、法ルール文、すなわち要件1.1ならば要件1である、というルールをつくるということは次の法ルール文1.1aをつくることに等しい。すなわち、法ルール文1と法ルール文1.1によって、法ルール文1.1aは論理的に演繹されるということである。つまり、法ルール文1.1aというのは、要件1.1ならば効果1、すなわち要件1.1が満たされれば効果1が生じるという、より具体的なルールをつくることに等しいというわけである。先ほどの事例に置き換えると、法ルール文1.1の法律要件の解釈、すなわち「意思表示到達とは郵便受に入ることである」というルールをつくることは、「郵便受に入ったら申込の効力が発生する」という個別的なルール(1.1a)をつくることに等しい。具体化の解釈においては、この意味において、法命題が創設されるのである。

3.5 類推適用における法創造の論理構造

法律要件の用語をどんなに拡張しても当該事実をその

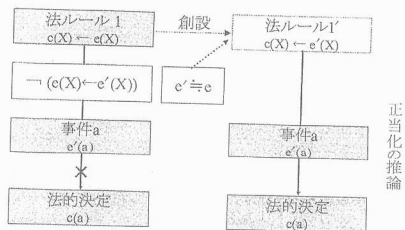


図5 類推適用における法創造の論理構造

要件のもとに包摂するような解釈文を定立できないときは、「類推適用」という手法を使って問題を解決する。図5が類推適用における法創造の論理構造を示す。

図5を説明する。(1) 事件aが発生した。それはe'という態様を有す。(2) c(a) という決定を望む。(3) 態様e'の事件にcという決定を導く法ルールがない。(4) cを法律効果にもつ法ルール1はある。(5) 事件態様e'は法律要件eに包摂できない。したがって、事件e'に法ルール1を適用して望む決定を正当化できない。(6) しかし、法律要件eは事件の態様e'と類似している。(7) cを法律効果とe'を法律要件とする新しい法ルール1'を創設する。(8) 事件aにこの創設された法ルールを適用し望む法的決定が演繹される。

類推適用と(拡張)解釈の違いは、後者においては事件の態様e'が法規的法律要件に包摂されるという解釈命題の創設が可能であるのに対して、前者ではそれが不可能である点である。言い換えれば、法が欠けていると判断される場合に類推適用が用いられるのである。

3.6 法ルールの体系化による法創造

体系化の方向で行われる法創造について簡単に述べる^{*4}。体系化の基本的性格は、図6に示される。複数の法ルールから一つの法ルールを生成し、その下にもとの複数の法ルールを束ね、これを通じて、諸法ルールに演繹的体系を構築することを体系化と呼ぶ。上述のように、図3の「契約成立←申込効力発生&承諾効力発生」を定立する場合がこの体系化の例である。既存の法的知識にないものを定立するのであるから、この過程も法命題の創設過程である。このほか、判例法の国々において、個別の判決ルールから法原則を抽出する場合も体系化である。これも上記と同様の理由から、法創造過程であるといえる。

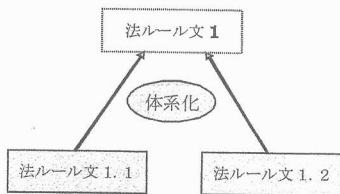


図6 法ルールの体系化による法創造

4. 仮説生成・反証推論としての法創造の推論

法ルール文の創設は、仮説ルールの生成とその反証過程からなる。

仮説はある法的決定を正当化するために生成される。言い換えれば、正当化の枠組みの中で生成される。仮説は、採用できるか、採用してよいか検証される。厳密にいうと、検証ではなく、反証されるのである。仮説が正しいとは証明できないのであり、正しくないとは反証できるのみである。ある仮説を間違っているかどうかを吟味して、間違っているときには反証される。反証されたときは別の候補を生成して、同様に反証を試みる。反証推論に耐えたものは、とりあえずの法命題として採用する。

反証推論の論理構造は、否定式(Modus Tollens)である。すなわち、次の型式である。

$$[(A \rightarrow B) \ \& \ \neg B] \Rightarrow \neg A$$

Aは仮説であり、そこから個別命題Bが帰結される。Bを吟味するとそれは正しくないことと判断される。そこから仮説Aが正しくないことが帰結される(反証される)。

法ルールの正しさは、具体例で論証できない。あるルールが正しくないということは、具体例ではチェックできる。あるルールの正しさはその適用結果を評価して決める。肯定的な評価が出たときでも、そのルールが正しいことの証明にはならない。反証されたときは、そのルールが正しくない、不正だということが論証される。反証されないときは、そのルールが正しいということではなく、反証されなかったということによって一応支持されるということになる^{*5}。

法的推論においては、反証のテスト回数が多いほうが望ましい。反証できるかどうかいろいろな検査をしてみても、その結果反証されないということが望ましい。その理由としては、(1) ルールとその適用結果の間の帰結関係($\rightarrow$)には不確実性がある。つまり、このルールを採用するとこういう結果になるというその帰結関係には自然科学のような厳密なことはいえない。(2) 正しくないという判断は相対的である。つまり、「これは間違っている」という判断もまた相対的である。

反証可能性があること、つまり反証にさらし、チェックできることが重要である。その意味で論争することの意義は大きい。論争とは「その意見は間違っている」と反証しようとする試みである。このような論争を繰り返す中で法が創造されるのである。

これらの関係は図7で示される。

図7を説明する。Rはルールの既存知識の総体があり、これにr1という仮説を追加する。E1という出来事に対して適用してみるとC1.1が結果として出てくる。それを評価すると、C1.1は正しくないとはいえないことがわかる。この推論を、適用事例を入れ替えて行う。Emの前までは反証されていない。ところが、r1をEmに適用すると、そこから帰結するC1.mは正しくないことと判断され、

^{*4} 体系化における法創造の詳細は、本特集に掲載された論文、吉野・櫻井成一期「法律知識ベースシステムを用いた法創造教育」に解説されている。

^{*5} 法的決定が反証推論からなることの詳細と、判例に現れた事例の分析は、[吉野 83]を参照いただきたい。

R: 既存の法的知識, r: 仮説ルール, E: 事例, C: 適用結果

- $\{(R \& r1) \& E1 \rightarrow C1.1\} \& C1.1$
- $\{(R \& r1) \& Em \rightarrow C1.m\} \& \neg C1.m \rightarrow \neg r1$
- $\{(R \& r2) \& E1 \rightarrow C2.1\} \& C2.1$
- $\{(R \& r2) \& En \rightarrow C2.n\} \& \neg C2.n \rightarrow \neg r1$
- $\{(R \& r1) \& E1 \rightarrow C1.1\} \& C1.1$
- $\{(R \& r1) \& Ez \rightarrow C1.z\} \& C1.z \rightarrow \dots \rightarrow r1$

図7 反証推論による新ルールの創設

r1 は正しくないことがわかる。そこで新たな別の仮説を創設し、これについて同様に反証推論を行う。このような過程で、何回も反証し、r1 がだめなら r2, r2 がだめなら r3, というふうに当てはめ、反証推論を繰り返す。最後に r1 という仮説を適用してみる。これはどんな事例に当てはめても不都合な結果を生じない。そこでこのルールを創設のルールとして採用しようとするのである。このような反証推論の繰返しにより、法創造がなされるのである。

5. 法創造教育方法の開発へどうつなげるか

創造的な法律家、創造的な法的思考をすることのできる学生をいかにして育成していくことができるか。以上の法創造推論の枠組みを前提にすると、法創造教育方法の開発のアプローチが見えてくる。それはおおよそ次のようなものである。

我々は、米国のロースクールでも行われているプロブレムメソッド、ケースメソッド、ソクラティックメソッドおよびディスカッションメソッドを統合的に用いることを考えている。前の二つは教材の観点からの区別、後の二つは授業の進め方の観点からの区別である。プロブレムメソッドは事例問題を解くという形で教育する方法であり、ケースメソッドは諸判決例から法ルールを抽出するという方法である。ソクラティックメソッドは教師が学生に質問し学生が答えるという問答形式で教育する方法であり、ディスカッションメソッドは学生の自由な議論を教師が導く形で教育する方法である^{*6}。

これらのメソッドは法創造教育のために有効に用いることができる。その理由を述べよう。

まず教育の素材の観点から述べる。プロブレムメソッドは、事例問題を解くという形で教育する方法であるが、事例に法を、より正確に言えば、法的知識を適用して問題を解こうとするとき、人は、一方において事実を把握

しようとし、他方において法を理解しようとする。まず事実の把握の側面であるが、目撃証言、ヒアリングなどの生の事実の報告から、どのような事態が成り立っているかを把握し、文の形で記述する作業（前述の「記述された事実」文を定立する作業）と；それを出発点として既存および（事実認定との関連で）創設される法的知識に照らして「認定された事実」文を定立する作業とは、いずれも法創造的思考活動である。したがって、学生に事例問題を解かせることは、法的事実文の創設の思考能力を養成するために有効な方法であるのである。

もう一方の法の理解の側面であるが、事例問題の解決では、法的知識の適用を試みるのであり、法的知識の生きた意味と機能を知ることができる。そこでは、まず、いかなる知識が適用できるか、あるいは適用すべきであるかを探索する。また法的知識を構成する各要素の関係についても理解することとなる。また適切な問題解決のために既存の法的知識では不十分な場合には、欠けているものを気づかせることができるし、自ら必要な知識をつくり出すことを試みることができるのである。このような意味で、法ルール命題を創設する思考能力を育成するのにプロブレムメソッドは適しているのである。

前述したように、事例に法を適用して問題解決する、この事実文と法ルール文の創設過程では、法と事実との間の視線の往復がなされる。この視線の往復の中でそれぞれの文が創造されていくのである。したがって、事実と法との間の視線の往復を行わせながら、法命題の創設を行わせることができるという意味でも、プロブレムメソッドは法創造教育に有効であるといえる。

ケースメソッドは、判例法を中心的な法源とする英国や米国、さらには英米法を継受した国々で行われている教育方法である。この方法は、個々の複数の判決例から、そこに妥当している一般的な法原則ルールを抽出させる。これはまさに法創造的作業であり、米国の法曹の創造的能力の源泉となっているものである。我が国は制定法であるので、制定法の諸条文から生きた法を発見する教育を中心とすべきであるが、判例法が形成されつつあるような分野を対象としてケースメソッドを用いることが可能である。

次に授業の進め方の観点から述べる。ソクラティックメソッドは、問答形式で授業を進める教育方法である。プロブレムメソッドに従って、解決すべき事例問題を与える。この問題を解くために関連する法的知識の資料—制定法の条文や判例や学説など—は前もって提供しておき、学生はこれを授業の前に読んでくる。教室では、ソクラティックメソッドに従って、学生に質問し考えさせ、答えさせる。質問応答の目標は、(1) 法適用の推論の形式的枠組みを理解させる。(2) 問題解決の背景にある法的知識の一般的論理構造を理解させる。(3) どこになぜ法命題を創設しなければならないか気づかせる。(4) 学生自身に必要な法命題を創設させる—その際、仮説としての

*6 これらの四つのメソッドの詳細および法科大学院での教育方法については[吉野 01]を参照のこと。

法命題の候補を考えさせ、それを事例に適用した場合に生じる効果について考えさせ、その評価を行わせる。この反証推論をさまざまな事例についてシミュレーションさせることによって、法創造推論能力を高める。以上の点にある。

ディスカッションメソッドは、学生どうしに議論させる。学生どうしの議論なので議論が発散してしまう危険性があるが、そうならないように教師が導く。効率性の点ではソクラティックメソッドに劣るが、より自由な発想に基づき議論できるので、より創造性を高める可能性を有する。

このような方法を用いて法創造教育をより効果的に行うことができるために、法創造教育支援システムというものが必要である。情報技術は、法創造教育をよく支援する可能性を秘めている。どの点でそうなのであろうか。情報技術は、(1) プロブレムメソッドに対しては、事例問題を作成し、蓄積し、そして表示するために、(2) ケースメソッドに対しては、判例・事例を分析し、整理し、蓄積し、そして援用するために、(3) ソクラティックメソッドに対しては、教師にとっては、質問応答のデータを作成し、蓄積し、そして表示するために、学生にとっては、問を受け、考え、自分の解を入力し、反省し修正するために、そしてこれらを反復して行うことができるために、(4) ディスカッションメソッドに対しては、主張を定立し、他人の主張を理解し、分析し、反論するために、そしてそれらの議論の反復を通じて、より良い法命題の創設に至るために、役立つことが期待され得るのである。人工知能の理論と技術は、法的知識の分析と構成のために比類ない基盤を提供してくれるのであり、上記(1)～(4)の側面において、法的知識の適切な処理方法を提供してくれると思われる。

我々としては、(1)、(3) および(4)の方向でソクラティックメソッド支援システムを開発しており、同様に(1)、(3) および(4)のアプローチを法律知識ベースシステムを一改良しながら一用いて実現しようとしている。

また法的論争支援システムが、(4)の方向を特化して、学生の自由な、創造的な論争を支援するために開発されている。

6. む す び

本稿は、法適用の推論の一般的論理構造を、正当化の推論において明らかにした。そしてそれに基づき、法適用のいかなる局面で法創造の推論が行われるかを明らかにした。すなわち、具体化の方向と体系化の方向において法創造が行われること、およびそれぞれの、法適用の推論構造における位置づけを明らかにした。そして、法創造の推論の反証推論としての論理構造を明らかにした。最後に、以上に基づいて、法創造教育を実現するための方法として、プロブレムメソッド、ケースメソッド、ソクラティックメソッドおよびディスカッションメソッドを有効に利用するアプローチを明らかにした。そして情報技術と人工知能の理論と技術が、法創造教育を支援する諸側面について言及した。

◇ 参 考 文 献 ◇

- [吉野 83] 吉野 一：法の決定に至る推論の論理構造，慶應義塾創立125年記念論文集・慶應法学会法律学関係，p. 3 以下 (1983)
- [吉野 98] 吉野 一ほか 編著：法律エキスパートシステムの開発研究——法的知識構造の解明と法的推論の実現——，平成5年度～平成9年度科学研究費補助金重点領域研究領域番号 109 研究成果報告書 (1998)
- [吉野 00] 吉野 一 ほか編著：法律人工知能，創成社 (2000)
- [吉野 01] 吉野 一：法科大学院の教育——創造的法律家の養成に向けて，自由と正義，Vol. 52, No. 5, pp. 64-77，日本弁護士連合会 (2001)

2004年7月12日 受理

— 著 者 紹 介 —

吉野 一 (正会員) は前掲 (Vol. 19, No. 5, p. 529) 参照。